

看護小規模多機能型居宅介護事業所開設事業者募集要領

南あわじ市では、南あわじ市老人福祉計画及び介護保険事業計画【第9期】(令和6～令和8年度)において、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせ、介護や医療・看護のケアを提供する高齢者に必要なサービスである看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備することと定めています。

については、上記サービスを提供する事業に意欲のある法人等を公募し、設置及び運営する予定の事業者(以下「開設事業者」という。)を選定します。

1 募集概要

- (1) 募集事業所数 1事業所
- (2) 募集対象地域 南あわじ市圏域
- (3) 開設時期等 令和7年度以降に指定を受けて開設
- (4) 募集要項配布 令和6年7月1日(月)～7月31日(水)
期間及び方法 ホームページよりダウンロード
- (5) 質問受付期間 令和6年7月12日(金)まで
- (6) 質問回答期間 令和6年7月22日(月)まで
- (7) 参加表明書 令和6年7月31日(水)まで
提出期限
- (8) 公募受付期間 令和6年8月1日(木)～13日(火)
及び時間 午前9時～午後5時
(土日祝及び正午から午後1時までは除く。)
- (9) 書類受付場所 南あわじ市役所 本庁舎1階長寿・保険課介護保険係
- (10) 開設事業者の 令和6年8月末
選定結果内示

2 応募資格

- (1) 法人格を有している事業者、又は医療法の許可を受けて病床を有する診療所を開設している者。(診療所を開設している者の場合、提出書類各様式の「法人名」は「氏名」と読み替えること)
- (2) 介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項の各号に定める欠格事項に該当しないこと。
- (3) 南あわじ市又は法人、代表者の主たる事務所の所在する自治体の市町村民税について、滞納がないこと。

- (4) 整備及び事業の運営を直接行う事業者であること。
- (5) 「南あわじ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年南あわじ市条例第36号）をはじめ、国、県の定める人員、設備及び運営の基準を満たし、その他関連する法令にも適合していること。
- (6) 団体及びその代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団、それらの利益となる活動を行う団体又は同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。

3 質問の受付等について

- (1) 質問期限 令和6年7月12日（金）
- (2) 質問方法 質問票（様式第14号）をメール又はファックスで提出してください。（口頭による質問は受け付けません。）
- (3) 回答方法 令和6年7月22日（月）までにホームページに掲載します。

4 応募の手続き等

- (1) 参加表明書
 - ア 提出期限 令和6年7月31日（水）午後5時15分必着（郵送含む）
 - イ 提出様式 参加表明書（様式第1号）
 - ウ 提出方法 持参又は郵送
- (2) 公募申込書
 - ア 提出期間 令和6年8月1日（木）～13日（火）
午前9時～午後5時（土日祝及び正午から午後1時を除く。）
 - イ 提出様式 提出一覧表（別紙1）のとおり（原則A4版）
 - ウ 提出方法 窓口へ持参（来庁日時を電話で予約してください。）
 - エ 提出部数 正本1部 副本2部（副本はコピー可）
 - オ 注意事項
 - ・ A4フラットファイルに綴じた上、書類ごとにインデックスとページ番号を付けてください。
 - ・ 様式中◎印を付した部分については、後日提出を可とします。ただし、提出ができるように準備をしておくこと。
 - ・ 応募書類は、開設事業者を選定するためのもので、事業所の開設、指定審査に当たっては、追加書類の提出を求めることとなります。
 - ・ 提出された書類については返却いたしません。
 - ・ 書類取得に係る費用については、応募者負担とします。

5 応募する際の留意事項等

- (1) 応募書類の内容については、特色ある取組等アピールしたいことをできるだけ具体的に記載して下さい。虚偽の記載や事実と異なる記載があることが判明した場合は失格とする場合があります。
- (2) 予定事業者は、書面内容、プレゼンテーション、ヒアリング等により審査します。その際は別途通知しますので、対応願います。
なお、審査の結果、予定事業者なしとする場合があります。
- (3) 審査結果については、令和4年8月末に応募者に対して、文書で通知します。

6 開設に伴う補助金について

令和6年度においては、地域介護拠点整備補助事業による看護小規模多機能型居宅介護の施設整備等に対する補助金制度が下記のとおりあります。

- (1) 介護施設等の施設開設準備経費
 - ア 補助額 914千円（1事業所当たり上限額）
 - イ 対象経費 施設の開設前6ヶ月間に必要な次の経費
 - ・看護・介護職員を訓練のために雇用する経費
 - ・開設のための普及啓発に要する経費
 - ・職員の募集に要する経費
 - ・開設に当たっての周知、広報に要する経費
 - ・開設準備事務(会計処理、労務管理、開設届出書類等作成)に要する経費
 - ・その他開設の準備に必要な経費
- (2) 施設等の整備
 - ア 補助額 36,600千円（1事業所当たり上限額）
 - イ 対象経費 施設等の整備に必要な工事費等

※上記補助金の交付は県との協議等により決定されます。協議の状況によっては、補助金の交付が受けられない場合や減額の場合もありますので、ご了承ください。

7 問い合わせ窓口

〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺2番地1
南あわじ市 市民福祉部 長寿・保険課 介護保険係
電話 0799-43-5217 ファックス 0799-43-5317
メールアドレス choujyu@city.minamiawaji.hyogo.jp